令和7年度 埼玉県に入猟しようとする方の狩猟者登録について

1 受付開始日

令和7年10月1日(水)

なお、11 月 15 日(土)までに狩猟者登録証等の交付を希望される方は、10 月 28 日(火)までに狩猟者登録申請書等を提出してください。(11 月 15 日(土)は閉庁日ですので御注意ください。)

2 狩猟者登録申請書等の提出先及び提出方法

(1)提出先

住所地を管轄する県環境管理事務所(別紙参照)

受付時間は平日の9時から11時30分まで、13時から16時45分までです。

(2)提出方法

持参(※申請書類を持参する前に、必ず提出先事務所に電話してください。)

(※窓口に持参することが難しい場合は、提出先にお問合せください。)

3 提出物(全員必須)

(1)狩猟者登録申請書

申請書は、登録する免許の種類ごとに提出してください。

※第一種銃猟とわな猟を登録する場合は、申請書は2枚必要です。

様式は、埼玉県環境部みどり自然課 HP (以下の URL) からダウンロードするか、

各地区猟友会又は県環境管理事務所で受領してください。

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0508/tyouzyu/r7-syuryou-touroku.html

(2) 写真 申請する免許の種類の数+1枚

申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、大きさ縦3.0 cm、横2.4 cmの写真で、 裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの(※狩猟者登録証用の1枚以外は狩猟者登録申請書に貼付) ※複数種類の狩猟免許を同時に登録する場合は、狩猟者登録申請書用として免許の種類ごとに各1枚、 狩猟者登録証用として1枚

(例) 第一種銃猟とわな猟を同時に登録する場合:狩猟者登録申請書用2枚、狩猟者登録証用1枚

(3)次のいずれかの証明書等

- ア 狩猟事故共済保険事業の被共済者であることの証明書(給付金額 3,000万円以上)
 - ※銃猟を登録する場合は、狩猟登録欄の第一種又は第二種に「〇」があること。
 - ※複数種類の狩猟免許を同時に登録する場合は、登録する免許全てに「〇」があれば1枚で可。
- イ ハンター賠償責任保険の被保険者であることの証明書(保険証券、保険付保証明書等のいずれか。 保険金額 3,000万円以上)
- ウ 上記ア、イに準ずる資力信用を有することを証明する書類

- 4 狩猟税の減免措置を受ける場合に必要な提出書類(該当者のみ・5 (1)参照)
- (1) 県民税の所得割額の納付を要しない者で、次のいずれかに該当する者
 - ① 控除対象配偶者又は扶養の親族に該当しない者
 - ② 農林水産業に従事する控除対象配偶者又は扶養親族である者
 - ③ 県民税の所得割額の納付を要しない者の控除対象配偶者又は扶養親族である者
 - 住所地の市町村長が発行する証明書

(2) 対象鳥獣捕獲員

- -県内市町村長が発行する対象鳥獣捕獲員であることの証明書
- (3) 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者(次のアからエまでの書類)
 - ア 認定鳥獣捕獲等事業者の認定証の写し

捕獲等従事者として所属する認定鳥獣捕獲等事業者が現に受けている認定に係る認定証(鳥獣の保護 及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(以下「鳥獣保護管理法」という。)施行規則第19条の9 第1項に規定するもの)の写し

イ 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者であることを証する証明書

鳥獣保護管理法施行規則様式第16の2により認定鳥獣捕獲等事業者が自ら作成する。

ウ 申請者が所属していた認定鳥獣捕獲等事業者により認定鳥獣捕獲等事業(認定を受けた猟法・対象 種等の規定に係る鳥獣捕獲事業)が実施されたことを証する書類

当該事業の委託契約書の写し等。なお、当該事業は、申請前1年以内に埼玉県内において実施されたものであって、かつ、鳥獣保護管理法第9条第1項の許可を受けた方又は当該許可を受けたとみなされた方が行うものに限る。

エ 上記ウの事業に従事した際の従事者証の写し

従事者証に記載された内容(有効期限、捕獲等の目的・区域等)が、上記ウの事業に対応したものに限る。 なお、従事者証に記載の目的は、鳥獣保護管理法第9条第1項に規定する鳥獣の管理に係るものに限る。

(4) 許可捕獲者(次のア及びイの書類)

(許可の区域に埼玉県内が含まれる場合に限る)

(県の指定管理鳥獣捕獲等事業の従事者及び共同捕獲の従事者を含む)

ア 鳥獣保護管理法第9条第1項に基づく許可証又は従事者証の写し

狩猟者登録の申請前1年以内に、鳥獣保護管理法第9条第1項の許可を受け、当該許可に係る捕獲等を した方又はその従事者として当該許可に係る捕獲等に従事した方。前者の場合は、許可証の写し、後者の 場合は従事者証の写しが必要となる。

返納済みの場合は、許可権者(市町村長等)に写しの交付を申請する(参考様式1)。

なお、やむを得ない理由により許可証の写し又は従事者証の写しを添付できない場合は、許可権者(市町村長等)が証明した書面をもって替えることができる。

許可の目的は、鳥獣保護管理法第9条第1項に規定する鳥獣の管理(被害防止又は数の調整)に係るものに限る。

イ 捕獲等の結果を示す書面

- ① 許可捕獲等をした方 原則、許可証の写しとし、報告欄の「備考」等に許可に係る捕獲等に従事した日付を記載すること。
- ② 許可捕獲等に従事した方 原則、従事者証の写しとし、欄外に捕獲等に従事した日付及び捕獲等の結果(場所、対象種、捕獲数、 処置の概要)を記載すること。

5 狩猟税及び狩猟者登録手数料

狩猟者登録申請には、登録手数料と狩猟税の納付が必要です。

(1)狩猟税

	区 分	金額
網猟免許又は わな猟免許の 登録	ア 下記イ以外の方	8, 200円
	イ 令和7年度の都道府県民税の所得割額を納付することを要しな	
	い方のうち、次のいずれかに該当する方で、住所地の市町村長の	
	証明書を添付した方。	
	(1)農林水産業に従事している方	5,500円
	(2)控除対象配偶者又は扶養親族に該当しない方	
	(3) 令和7年度の都道府県民税の所得割額の納付を要しない方の控除	
	対象配偶者又は扶養親族	

	ア 下記イ以外の方	16, 500円
	イ 令和7年度の都道府県民税の所得割額を納付することを要しな	
	い方のうち、次のいずれかに該当する方で、住所地の市町村長の	
第一種銃猟免	証明書を添付した方。	
許の登録	(1)農林水産業に従事している方	11,000円
	(2)控除対象配偶者又は扶養親族に該当しない方	
	(3)令和7年度の都道府県民税の所得割額の納付を要しない方の控除	
	対象配偶者又は扶養親族	
第二種銃猟免許の登録		5, 500円

※1 ただし、次のアからオのいずれかに該当する場合は、免除又は減額されます。

- ア 県内市町村に所属する対象鳥獣捕獲員:課税免除
- イ 狩猟者登録の申請前1年以内に、県内において、捕獲等の実績がある認定鳥獣捕獲等事業者の従事者: 課税免除
- ウ 狩猟者登録の申請前1年以内に、県内において、鳥獣による被害防止等のため、許可を受け、又は 従事者として捕獲等を行った方:上記の2分の1
- エ 狩猟者登録の申請前1年以内に、県内において、指定管理鳥獣捕獲等事業の従事者として捕獲等を 行った方:上記の2分の1
- オ 狩猟者登録の申請前1年以内に、県内において、共同捕獲の従事者として捕獲等を行った方:上記の2分の1

※2 狩猟税の詳細については、県税事務所にお問合せください。

連絡先は、以下のURLを御覧ください。

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0209/z-kurashiindex/z-2-15.html

ホームページを御覧になれない場合は、県税務課(048-830-2664)にお問合せください。

(2)狩猟者登録手数料

登録を受けようとする狩猟免許の種類ごとに 1,800円

例えば、わな猟免許及び第一種銃猟免許の登録を受けようとする場合は、3,600円(1,800円×2種類)です。

(3)納付方法

ア 窓口でのキャッシュレス納付

県の申請窓口に設置されているモバイル端末でキャッシュレス決済を行ってください。

※ 事前にキャッシュレス決済手段をご用意ください。

使用可能なブランド「クレジットカード(Visa、Mastercard、JCB 等)、電子マネー(Suica 等)、コード決済(PayPay 等)」は、県出納総務課 HP で確認できます。

https://www.pref.saitama.lg.jp/a1201/shoushi/kyassyuresu.html

※ 上記の方法で納付することができない場合は、提出先の環境管理事務所に別途お問い合わせください。

6 狩猟者登録証の返納

狩猟者登録証は、狩猟期間満了後に返納しなければなりません。

- (1)返納期限 狩猟期間満了後30日以内
- (2) 返納先 住所地を管轄する県環境管理事務所 (別紙参照)
- (3) その他 狩猟者登録証の裏面に狩猟の結果を記載してください。

合わせて配布している出猟カレンダーも記載のうえ返納してください。

7 注意事項

- (1) 猟友会に所属している場合、できる限り猟友会において一括申請してください。
- (2)狩猟者登録申請書等の書類に不備(記入漏れ、証明印漏れ、住所の相違等)があるものは受理できませんので、提出に当たっては十分注意してください。
- (3)狩猟者登録申請書には、必ず平日の日中に連絡の取れる電話番号を記入してください。
- (4) 登録書の交付は、申請書の受付順に行い、申請日の当日交付は行いません。

8 豚熱 (CSF) への対策

(1) CSF ウイルス拡散防止のお願い

本県内で、野生イノシシへの CSF ウイルス感染が確認されています。

CSF 感染確認区域で狩猟する際は、以下のとおり防疫措置(消毒など)を徹底してください。

【防疫措置】

ア 野山に立ち入った後、現場を離れるとき

- 靴・衣服・車両(タイヤ、荷台、足マット、ハンドル等)などの消毒
- わな等の捕獲機器の消毒
- 手指の消毒
- 廃棄物(山林内で出たゴミ)の処理

イ イノシシを捕獲したとき

- 捕獲地点・埋設場所などの消毒
- 衣服・靴の着替え・履き替え

ウ 感染確認区域でイノシシを捕獲したとき

■ 感染確認区域で捕獲されたイノシシ及びその肉等は、感染確認区域の外へ持ち出さない ※防疫措置については、別添チラシ「豚熱(CSF)ウイルス対策のために」を御覧ください。

(2) 狩猟の制限の可能性について

今後の埼玉県内及び埼玉県境付近での野生イノシシ等の CSF 感染状況により、**感染が確認された地域等での狩猟を制限する場合があります。**

(3) 狩猟税等の取扱い

今後、埼玉県内及び埼玉県境付近での野生イノシシの CSF 感染状況により、感染が確認された地域等で、 自らが狩猟を行っている区域において、(2)の狩猟制限がされた場合でも、納付された狩猟税等については返還できませんのでご了承ください。

【ホームページ参考】

豚熱発生に伴う野生いのししへの対応について (農林部畜産安全課)

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0908/katikuboueki-top/csf-boar-main.html

環境管理事務所所管区域一覧

事務所名・所在地	所管区域
中央環境管理事務所 (浦和合同庁舎内) 〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和 5-6-5 Tel: 048-822-5199	さいたま市、川口市、鴻巣市、上尾市、 蕨市、戸田市、桶川市、北本市、伊奈町
西部環境管理事務所 (ウェスタ川越公共施設棟4階) 〒350-1124 川越市新宿町1-17-17 Tel: 049-244-1250	川越市、所沢市、飯能市、狭山市、入間市、 朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、 日高市、ふじみ野市、三芳町
東松山環境管理事務所(東松山地方庁舎内) 〒355-0024 東松山市六軒町 5-1 Tel: 0493-23-4050 秩父環境管理事務所 (秩父地方庁舎内) 〒368-0042 秩父市東町 29-20 Tel: 0494-23-1511	東松山市、坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、 越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、 吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村 秩父市、横瀬町、皆野町、長瀞町、小鹿野町
北部環境管理事務所 (熊谷地方庁舎内) 〒360-0031 熊谷市末広 3-9-1 Tel: 048-523-2800	熊谷市、本庄市、深谷市、美里町、神川町、 上里町、寄居町
越谷環境管理事務所(越谷合同庁舎内) 〒343-0813 越谷市越ヶ谷 4-2-82 TEL: 048-966-2311	草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町
東部環境管理事務所 〒345-0025 杉戸町清地 5-4-10 Tel: 0480-34-4011	行田市、加須市、春日部市、羽生市、久喜市、 蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町